

アクアラインイースト観光広域連携戦略検討業務委託 仕様書

1 業務名

アクアラインイースト観光広域連携戦略検討業務

2 目的

新型コロナウイルス感染症や少子高齢化、多様化、デジタル化など社会の変化が大きい時代にあって、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市の君津地域4市での観光振興による広域観光産業の発展に向け、アクアラインイースト観光連盟として取り組んでいくにあたっての方向性を検討し、会員の共通認識のもと、各取組の一層の推進を図る。

3 業務の期間

令和4年11月1日（火）から令和5年2月28日（火）

4 業務内容等

(1) 業務内容

観光産業における広域連携の今後のあり方について検討を行い、検討結果について報告する。

（具体的な業務内容については、事業者提案による。）

(2) 業務の考え方

ア 会員内の共通認識の醸成を目指すこと。

イ 君津地域4市全体における観光振興のあり方についてのものであること。

ウ 広域連携の強みを活かしたものであること。

エ キャンペーンなど具体的な取組内容に関する提案も可能とするが、前提となるビジョンや戦略は必ず検討すること。

(3) 成果品について

成果物は、令和5年2月28日（火）までに納めること。

ア 検討結果報告書・提案書 23部

イ その他本業務上作成した資料一式 1部

ウ 上記(1)及び(2)の電子データを収納したCD-ROM等

エ 納品先

アクアラインイースト観光連盟 事務局

一般社団法人君津市観光協会

(〒299-1192 君津市久保二丁目13番1号 君津市役所4階)

5 業務実施にあたっての注意事項

- (1) 本業務の実施に係る費用は、原則として全て契約金額に含むものとする。
- (2) 本業務の遂行にあつては、新型コロナウイルス感染症等の状況を考慮し、オンラインによる協議など、十分な対策をとるものとする。

6 成果品の帰属

本業務で得た成果品は、全てアクアラインイースト観光連盟の所有とし、アクアラインイースト観光連盟の許可なく無断で外部に貸与、使用または公表してはならない。

7 業務打ち合わせ

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務着手時、業務中間時、業務完了時、その他必要に応じて業務の打ち合わせを実施するものとする。

発注者と受注者は常に密接な連絡をとり、業務の方針等の疑義を正し、その内容については、その都度相互に確認するものとする。

8 委託料の支払い

委託料については、業務完了後に一括で支払うものとする。

9 法令等の遵守

本業務の実施に当たっては、受注者は、本業務に関連する法令等を熟知し、

法令等を遵守するとともに、計画の内容についても、関連法令に適合した内容となっているかを適宜確認しながら行うものとする。

10 秘密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報の漏洩、滅失、毀損、流用及び第三者（協力会社含まず。以下同様）への提供の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じること。

11 関連先との調整

- (1) 本業務の履行に当たり、他の関連事業者等（例：許認可権者、権利者等）との協議、調査、資料請求等への対応が必要になると考えられる場合、受注者は、発注者と協議の上、対応するものとする。
- (2) 本業務の履行に当たっては、関連事業者等と綿密な連携が必要となることから、受注者は、発注者の指示に従い業務を遂行すること。

12 その他

- (1) 受注者は、本業務を実施するにあたり、管理責任者及び主任担当者を置き、業務全般の活動を一元化すること。
- (2) 業務の全部を包括的に第三者に再委託することはできない。
- (3) 業務について、受注者の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償することとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項や、疑義が生じた事項については、必要に応じて受注者と発注者で協議してその取扱いを定めるものとする。
- (5) 本業務を実施するにあたっては、千葉県が所管する観光諸団体および君津地域4市それぞれの観光振興計画等を考慮するものとする。

以上